

大規模災害に備え、自宅の耐震化や家屋内の防災対策が重要です。市では、個人が防災対策を進める上で、次のような補助金を用意しています。  
(★)の補助金は、9月ごろまでに要望をいただければ、令和6年度予算において予算要求します。

- 【申請方法】**
- 申請書および必要書類を危機管理課（市役所榛原庁舎4階）に提出してください。（申請書は市ホームページからダウンロードできます）
  - 申請書の提出は必ず、購入前または工事の発注前としてください。

補助金名	補助内容	補助率	補助対象	限度額
家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業	65歳以上の高齢者のみの世帯に対して、家庭内家具などの転倒防止器具取付けサービスを利用する人に対するの補助	—	<b>【世帯】</b> 市内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯など <b>【家具等】</b> タンス、食器棚、冷蔵庫など <b>【取付台数・回数】</b> 1世帯当たり5台まで（1世帯当たり1回限り）	家具1台につき4千円 (1世帯当たり)
感震ブレーカー等設置事業費補助金	地震発生時の通電火災を防ぐために、感震ブレーカーなどを設置する人に対するの補助	2/3	<b>【対象者】</b> いずれかの条件を満たす人 ●市内に住宅を所有し、または居住している個人で、当該住宅に感震ブレーカーなどを設置しようとする人 ●市内に戸建住宅を新築する個人で、当該住宅に感震ブレーカーなどを設置しようとする人 <b>【対象機器の規格】</b> 一般社団法人日本配線システム工業会が定める規格で、感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の構造および機能を有するもの	5万円 *新築一律1万円
飲料水タンク設置普及事業費補助金(★)	非常用飲料水を確保するために、飲料水の備蓄可能な貯水槽などを設置する人に対するの補助	1/2	<b>【住宅】</b> 市内に建築された、個人の所有する居住を目的とした建物 <b>【飲料水タンク】</b> ステンレス製で水道事業管理者が承認する飲料水を備蓄可能な貯水槽など	15万円 (1基当たり)
防災ベッド普及事業費補助金(★)	住宅の倒壊から自らの生命を守るために開発されたベッドなどを購入する人に対するの補助	1/2	<b>【住宅】</b> ●昭和56年5月以前に建築した旧建築基準の木造住宅 ●静岡県の実施する木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0 わが家の専門家診断」による総合評点が1.0未満のもの <b>【防災ベッド】</b> 平成14年度に静岡県が開発したもの	10万円 (1基当たり)
耐震シェルター整備事業費補助金(★)	住宅内に耐震シェルターを設置する人に対するの補助	1/2	<b>【住宅】</b> 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断における評点が1.0未満であると判定された住宅	25万円



家庭内の防災対策を進めましょう  
**個人向け防災補助金について**

問い合わせ 危機管理課 大石稜斗 ☎(23) 0056



あなたの「できること」「得意なこと」を介護現場に生かしませんか  
**介護に関する研修の参加者を募集します**  
問い合わせ 長寿介護課 宮崎真菜 ☎(23) 0076

介護の資格や技術はなくても、皆さんのできる限りの協力は、高齢者の生活や介護サービス事業所にとって大きな支えになります。「できることや好きなことを生かして働きたい」「誰かの役に立つ仕事をしたい」「介護技術や知識を身に付けて今後に生かしたい」という思いがある人、働いてみたい人には、事業所の紹介から就労まで相談できます。お気軽に参加、応募ください。

**対象**  
▼おおよね65歳以上で、会場まで自分で来ることが出来る人  
▼介護現場で働いてみたい人（月数回や1回2時間程度の就労も歓迎）  
\*興味のある人は相談ください。  
**募集期限**  
9月8日金  
**申込方法**  
電話で申し込みください。

### 【ア. 入門的研修】

介護に関心を持つ未経験者が、介護保険制度や介護の方法、認知症の理解など、基本的な知識を学び、介護現場で働きやすくなる研修です。

日時	場所
①9月22日(金) 午後2時～午後3時	さざんか2階会議室3
②9月27日(金) 午前9時30分～午後4時	さざんか2階会議室2
③10月3日(金)	さざんか1階ふれあいホール
④10月11日(金)	さざんか2階多目的室
⑤10月26日(金) 午前9時30分～午後4時	い〜ら福祉団体活動室

### 【イ. 生活援助従事者研修】

訪問介護員として、掃除や洗濯、調理、買い物など、利用者に触れずに生活援助サービスを提供できるようになる研修です。

日時	場所
①10月23日(金) 午後2時～午後3時	い〜ら福祉団体活動室
②10月30日(金)	い〜ら福祉団体活動室
③11月8日(金) 午前9時～午後4時50分	さざんか2階会議室2
④11月10日(金)	さざんか2階多目的室
⑤11月14日(金)	さざんか1階ふれあいホール
⑥11月16日(金) 午前9時～午後4時	さざんか1階ふれあいホール

※ア、イいずれも①は研修の説明会です。両研修共、研修の受講を希望する人は①に参加ください。  
※【ア.②～⑤】または【イ.②～⑥】については、原則全てに参加いただきます。

令和5年度の後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」の軽減措置が、次のとおり改正されます。（均等割額および所得割率自体の改正はありません）

### 均等割額の軽減判定基準額が見直されます

令和4年度の消費者物価の伸びの見通しや国民健康保険の所得判定基準の見直しとの足並みを揃えることを考慮し、軽減判定基準の見直しが行われます。詳細は、8月発送予定の保険料額決定通知を確認ください。

### 世帯主および全ての被保険者の総所得金額などの合計について

軽減割合	改正前(令和4年度まで)	改正後(令和5年後から)
7割軽減基準額	基礎控除(43万円)+10万円 ×(給与所得者などの数-1)	基礎控除(43万円)+10万円 ×(給与所得者などの数-1)
5割軽減基準額	基礎控除(43万円) +10万円×(給与所得者などの数-1) +28.5万円×(被保険者数)	基礎控除(43万円) +10万円×(給与所得者などの数-1) +29万円×(被保険者数)
2割軽減基準額	基礎控除(43万円) +10万円×(給与所得者などの数-1) +52万円×(被保険者数)	基礎控除(43万円) +10万円×(給与所得者などの数-1) +53.5万円×(被保険者数)

※一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金などに係る所得を有する人（公的年金などの収入金額60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））(★)  
★公的年金などに係る特別控除（15万円）後は、110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。



均等割額の軽減判定基準額を見直し  
**県後期高齢者医療保険料の軽減措置などが変わります**  
問い合わせ 国保年金課 松井工 ☎(23) 0023